

告 示

埼玉県告示第百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー深谷上野台店建替計画

埼玉県深谷市上野台三千二十八番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 桜ヶ丘小学校、南中学校の通学路となっているので、工事の際には各学校に連絡を入れること。

(2) 車両の出入口には人的配置をし、安全確保に十分努めること。

二 縦覧期間

令和五年二月二十一日から令和五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター